

令和5年第6回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和5年6月7日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和5年6月16日
4. 出席農業委員 16名
 - 1番 佐藤 易廣
 - 2番 柳沼 正治
 - 3番 八巻 長一
 - 4番 寺島 武
 - 5番 渡邊 政幸
 - 6番 菅野 照
 - 7番 鈴木 政浩
 - 8番 穴戸 洋一
 - 9番 阿部 忠幸
 - 10番 浦山 公一
 - 11番 大槻 孝徳
 - 12番 吉田 浩重
 - 13番 大橋 吉成
 - 14番 千葉 利市
 - 15番 長沢 壽幸
 - 16番 佐藤 清光
 - 17番 渡邊 茂
 - 18番 土屋 洋一郎
 - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 3名
6. 出席農地利用最適化推進委員 24名
 - 20番 佐藤 輝弥
 - 21番 佐々木 春男
 - 22番 大武 有子
 - 23番 後藤 喜美江
 - 24番 橘 典雄
 - 25番 八島 市蔵
 - 26番 高橋 敏明
 - 27番 菊池 和彦
 - 28番 齋藤 信夫
 - 29番 佐藤 善一
 - 30番 渡邊 みき子
 - 31番 野田 源吉
 - 32番 舟山 健一
 - 33番 引地 秀樹
 - 34番 八城 智広
 - 35番 佐瀬 之人
 - 36番 小賀坂 伸夫
 - 37番 秋葉 武
 - 38番 大和田俊一郎
 - 39番 三浦 秀勝
 - 40番 阿部 良夫
 - 41番 津田 茂
 - 42番 井上 林一
 - 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 0名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主査 引地俊英、主査 鈴木志津香
9. 会議の提出事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 現況確認証明願いについて
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 伊達農業振興地域整備計画の変更案について
 - 議案第7号 伊達市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
 - 議案第8号 あっせん申出について
 - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
議 長 只今から、令和5年第6回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後3時3分宣告)

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、11番、大槻孝徳委員、14番、千葉利市委員、以上2名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長を指名いたします。

議 場 「異議なし」の声。

議長 それでは、議案審議に入ります。

事務局長（議案第 1 号朗読説明）

農地係長　議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、補足説明を申し上げます。

1番は、●●●●●●●●から、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●は、桃栽培のため軽トラック、草刈り機、牧草栽培用のトラクター、播種機、ディスクモア、レーキ、ロールベラーなどの農業機械を所有またはリースする予定となっています。●●●●●●●●●●さんが年間160日、従業員2名が延べ240日農業に従事しております。許可後の耕作面積は482aとなります。通作距離は●●●●にある事務所から車で3分程になります。なお、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●は、農地所有適格法人でありますので農地の取得が可能となります。農地所有適格法人は、平成28年4月1日より農地を所有できる法人の要件緩和が行われています。第1に法人形態要件ですが、農事組合法人、株式会社、または、持分会社のいずれかであれば良く、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●は株式会社でありますので、要件に合致しています。第2に事業要件であります。その法人の主たる事業が農業であることが条件ですが、会社の履歴事項全部証明書、定款、事業計画等から主たる事業が農業であることを確認しています。第3に構成員・議決権要件ではありますが、総株主の議決権の過半が農業関係者の議決権であることが条件です。構成員は●●●●●●●●●●さんのみであり、100%の議決権を持っていますので要件に合致しています。第4に役員要件ではありますが、役員は、●●●●●●●●●●さんのみで、年間160日農業に従事して

いるので、合致しています。これらの要件に合致していますので、●●●●●●●●●●●●●●●●は、農地所有適格法人となります。また、農地取得後の農地所有適格法人の資格及び経営状況を確認するため、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に農地所有適格法人報告書を提出させ経営状況等を確認し、要件を満たさなくなることを未然に防ぎます。場合によっては、是正指導等を行うようになります。

2 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。
●●さんは、トラクター、耕運機、乗用草刈り機、噴霧器の農業機械を所有し、
家族で年間 400 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 94 a です。通作距
離は、自宅から車で 7 分です。

3番は、●●●●さんから、●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●さんは、新規就農者になります。草刈り機、手動噴霧器を所有し、必要に応じ農機具を購入する予定であります。本人が年間150日農業に従事しており、許可後の耕作面積は4aです。通作距離は、新築する自宅のすぐ脇になります。家庭菜園として利用するとのことです。

4 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。
●●さんは、耕運機、管理機、草刈り機などの農業機械を所有し、夫婦で年間
250 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 108 a です。通作距離は、自宅
から車で 8 分であります。

5 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。
●●●●さんは、トラクター、手動噴霧器、草刈り機を所有し、本人が年間 150 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 27 a です。通作距離は、自宅から徒歩 7 分であります。

6 番は、●●●●●さんから、●●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●●さんは、トラクター、スピードスプレーヤー、軽トラック、耕運機の農業機械を所有し、家族が年間 640 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 117 a です。通作距離は、自宅から車で 5 分であります。

7番は、●●●●●●●さんから、●●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●●さんは、トラクター、トラック等の農業機械を所有し、家族が年間500日農業に従事しており、許可後の耕作面積は81aです。通作距離は、自宅から車で10分であります。

8 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。●●●●さんは、新規就農者になります。耕運機、噴霧器の農業機械を所有し、必要に応じ農機具を購入していく予定であります。家族が年間 360 日農業従事しており、許可後の耕作面積は 17 a です。通作距離は、自宅の周囲になります。

9番は、●●●●さんから、●●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●さんは、トラクター、軽トラック、キュウリスプレーア等の農業機械

議長　只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第 1 号の 1 番の案件について、21 番、佐々木春男調査員、お願いいたします。

21 番委員 議案第 1 号の 1 番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。申請地一帯は、以前は田んぼでしたが、大雨が降ると毎年のように水没し、稲刈りも大変な所です。それに加え、農家の高齢化とコメの値段が下がったことから毎年遊休農地化が進み、去年は 2～3 人しか作付けしませんでした。そういった事情もあって、3 年前から譲受人より営農型発電をやりたいという話があり、今回売買がまとまったわけです。6 月 13 日に譲受人の●●●●●●●●●●●●●●●●さんから、私の自宅で話を聞きました。●●さんは 2 年前から桃畑を借り、桃づくりを始めたそうです。申請地では牧草を栽培し、空いている農地を借りて桃づくりをしていきたいとのことでした。また周辺町内会の了承も得ていて、問題なく見てまいりました。皆様のご審議お願いいたします。

議案第 1 号の 2 番の案件について、34 番、八城智広調査員、お願いいたします。

議長　ありがとうございます。

議案第 1 号の 3 番と 4 番の案件について、37 番、秋葉武調査員、お願いいたします。

37 番委員 議案第 1 号の 3 番と 4 番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。まず 3 番の案件ですが、6 月 11 日、譲渡人譲受人ともに、電話で話を伺いました。譲渡人の●●さんは、現在家を新築中であり、その資金とするため畑を売りたいかったということでした。申請地は耕作はされておりましたが、多少の草はあるものの保全管理がされており、すぐに作付けができる状態でした。譲受人の●さんは、すぐに野菜を作りたいと意欲的でした。特に問題はないものと見てまいりました。続いて 4 番の案件の報告をいたします。譲渡人の●●●●さんに電話をかけたところ電話がつながらず、話を伺うことはできませんでしたので、6 月 13 日に譲受人の●●●●さんから電話で話を伺いました。譲渡人と譲受人の関係は兄弟です。●●さんの話によると、●●さんは病気を患い、体を動かさなくなってしまったとのことで、●●さんの自宅が群馬県であることから、今後自分で管理することができないと判断し、●●さんに贈与することにしたそうです。現地は栗の木が一本生えているあまり管理されていない土地です。●●さんは今後の耕作計画を考えているところだとのことでした。特に問題のない案件だと思います。委員の皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 5 番の案件について、15 番、長沢壽幸調査員の調査結果を、事務局より代読お願いいたします。

農地係長 議案第 1 号の 5 番の案件について、長沢委員より現地調査の結果を預かっておりますので、朗読説明いたします。4 番の案件について、去る 6 月 11 日に現地を確認し、譲渡人の●●●●さん、譲受人の●●●●さんから電話でお話を伺いました。●さんと●さんはいとこ同士であり、申請地は現在、●さんが●さんから借りて野菜を作付けしています。●さんは●●●●に住んでおり、申請地を日常的に管理することが難しいことから、●さんにお譲りし管理していただくことにしたそうです。●さんは今後、ジャガイモなどを作付けしていきたいとのことで、特に問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 6 番の案件について、23 番、後藤喜美枝調査員、お願いいたします。

23 番委員 議案第 1 号の 6 番の案件について報告いたします。6 月 11 日に現地を確認後、譲渡人の●●●●●●さんとは電話で、譲受人の●●●●●●さんからは自宅にお伺いしてお話を伺いました。申請地は●●●●さんのお父さんが管理をしていましたが、3 年ほど前からお父さんの高齢化により管理ができなくなったため、譲受人の●●●●さんが草刈りなどをして管理をしてきました。去年は白菜を作付けしたそうです。譲渡人の●●●●さんは会社勤めであることに加え、体

があまり丈夫ではなく、また農業の経験也没有せん。昨年お父さんが亡くなり、土地相続を機に、●●●さんに話をしたところ、「申請地そばで35アールの畑を作っているので買っても良い」と話がまとまって、今回の申請に至ったとのことです。譲受人の●●●●●さんは高齢ですが営農意欲もあり、借りている土地とあわせて120アールを経営しています。アスパラを30アール作付けておりまして、これからトウモロコシで80アールを作り、残りは白菜を植えるそうです。農業従事者は1人となっておりますが、忙しいときには3～4人頼んでやっているそうです。特に問題がないものと見てまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の7番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1番委員 議案第1号の7番の案件について報告いたします。6月10日、譲渡人の●●●●●さん、譲受人の●●●●●さんとそれぞれ電話でお話を伺いました。●●●●●さんは高齢のため、農業に従事することはできないとのことで、これまで申請地を借りていた●●●さんに、そのままお譲りすることにしたそうです。何ら問題がない案件と思いますが、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の8番の案件について、31番、野田源吉調査員、お願いいたします。

31番委員 議案第1号の8番の案件について報告いたします。6月11日、譲受人の●●●●●さん宅を訪問し、お話を伺いました。申請地は、譲渡人の●●●●●さんの夫が相続しましたが、20年ほど前に夫が亡くなりました。●●●さんは現在は●●●で生活しています。申請地が●●●さんの自宅そばであることから、●●●さんが野菜を作付けするなどして管理しています。●●●さんは●●●に戻る予定もないため、これまで管理してきた●●●さんに贈与することにしたそうです。●●●さんは新規就農というかたちで農地を取得し、野菜を作っていきたいとのことで、問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の9番の案件について、13番、大橋吉成調査員、お願いいたします。

13番委員 議案第1号の9番の案件について報告いたします。6月11日の夜、譲渡人の●●●●●さんとは電話でお話を伺い、翌日現地を確認しました。譲受人の●●●●●さんとは、6月12日の夜、電話でお話を伺いました。申請地は、県道45号線沿いにあります。●●●さんは土地を管理しているものの、農業に従事し

ておらず、土地を引き受けてくれる方を探していました。●●さんは専業農家であり、申請地に隣接する農地にハウスを持っていますので、売買の話がまとまったそうです。申請地には、今後野菜を作っていきたいとのことで、何ら問題のない案件と見てまいりましたが、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたしますします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の10番の案件について、9番、阿部忠幸調査員、お願いいたします。

9番委員 議案第1号の10番の案件について報告いたします。6月10日の午後、譲渡人の●●●●●さんにお話を伺い、現地を見てまいりました。●●さんは高齢のため耕作することができなくなったので、●●さんに贈与することにしたとのことです。譲受人の●●●●●さんからは、電話でお話を伺いました。現地にはキュウリが作付けされており、これからも栽培していきたいとのこと。何ら問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたしますします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の10件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の10件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の10件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第2号朗読説明)

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、農家住宅敷地への転用であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接統事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

以上のことから転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご

審議よろしくをお願いします。

議 長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第 2 号の 1 番の案件について、3 番、八巻長一調査員お願いいたします。

3 番委員 議案第 2 号の 1 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。6 月 15 日午前 10 時 20 分、J A ふくしま未来山舟生支店集合で、齋藤信夫推進委員、八巻博推進委員、私と、事務局 2 名の計 5 名で現地を確認して参りました。申請地は、申請人の現住宅から道路を挟んで向かい側にあり、今回新築するために転用したいとのことでした。周辺農地に悪影響もなく、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」の 1 件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」の 1 件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」の 1 件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を、議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 3 号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1 番については、一般住宅敷地への転用であります。所有権の移転、売買 であります。申請地は、都市計画法第 34 条 11 号ロの地区計画を設定されている区域となっております。農地区分は、10 h a 以上農地が連たんしており、第 1 種農地となります。第 1 種農地であっても、集落接統事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

2 番については、農家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定 20 年間であります。農地区分は、10 h a 以上農地が連たんしており、第 1 種農地となります。なお、本申請地は、令和 5 年 1 月総会に於いて農振農用地から除外するため意見を求められた農地であります。第 1 種農地であっても、集落接

続事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

以上、2件とも転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第3号の1番の案件について、34番、八城智広調査員お願いいたします。

34番委員 議案第3号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日6月15日午前9時、伊達東地区交流館集合で、鈴木委員、佐々木推進委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。申請地は、伊達東地区交流館から東へ約100メートルの場所に位置する畑です。この地域は調整区域であります。都市計画が設定されておりまして、排水設備もしっかりしており、何ら問題のない案件とみてまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。議案第3号の2番の案件について、1番、佐藤易廣調査員お願いいたします。

1番委員 議案第2号の2番の案件について現地調査の結果報告をいたします。6月15日午前9時30分、伊達市役所保原本庁舎集合で、浦山委員、柳沼委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。申請地は、市街地南部にある工業団地の西側、●●●●●●交差点付近の、中学校に向かう路線付近に位置します。この地域は住宅が点在している地域で、水道、排水溝もしっかりしており、生活に不便はない場所と見てまいりました。なお、申請人は震災により現在の宅地が壊れ、代替地を求めたものです。許可もやむを得ないものと見てまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の2件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の2件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の2件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議 長 次に、議案第4号「現況確認証明願いについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長（議案第4号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第４号「現況確認証明願いについて」補足説明を申し上げます。

１番、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●については、昭和５４年頃より住宅の
進入路として、並びに平成３年頃より車庫敷地として利用し現在に至っており
ます。以上、証明を付すのもやむを得ないものと判断し受理いたしましたので、
委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。議案第４号の１番の案件について、20番、佐藤輝弥調査員、お願いいたします。

20 番委員 議案第 4 号の 1 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。6 月 13 日、申請人のお宅を訪問し、事前に確認しました。申請人の●●さんは 80 歳になったため、今後のことを考え、所有する土地について整理しようとしたところ、車庫と住宅進入路の登記地目が畑であることがわかったそうです。後日 6 月 15 日、月舘総合支所集合で、千葉委員、高橋推進委員、私と、事務局 2 名の計 5 名で現地を確認して参りました。現地は登記地目こそ農地であるものの、昭和 54 年ごろより先述のように利用されてきたため、農地への復元も難しく、承認もやむを得ないものと見てまいりました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

議長 議案第４号「農現況確認証明願いについて」質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第４号、「現況確認証明願いについて」の１件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第４号「現況確認証明願いについて」の１件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長（議案第 5 号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第5号の使用貸借権設定4番の案件については、委員が当事者となっている案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。議案第5号の使用貸借権設定4番の案件を最後に審議することにし、それ以外の議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る2件、賃借権設定に係る27件、使用貸借権設定に係る21件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、当事者分1件を除く所有権移転に係る2件、賃借権設定に係る27件、使用貸借権設定に係る21件について、一括審議することいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の1件を除く、それ以外の所有権移転に係る2件、賃借権設定に係る27件、使用貸借権設定に係る21件について採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の1件を除く、それ以外の所有権移転に係る2件、賃借権設定に係る27件、使用貸借権設定に係る21件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第5号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の使用貸借権設定に係る4番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号●番、●●●●委員が当事者になっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号●番、●●●●委員の退席を求めます。

議長 （議席番号●番、●●●●委員 退席）

議長 これより、質疑に入ります。議案第5号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の使用貸借権設定に係る4番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、

議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の使用貸借権設定に係る４番の案件について、採決いたします。本件は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の使用貸借権設定に係る４番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号●番、●●●●委員の退席を解きます。

議 場 （議席番号●番、●●●●委員 入室着席）

議 長 次に、議案第６号「伊達農業振興委地域整備計画の変更について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第６号朗読説明）

議 長 これより質疑に入ります。議案第６号「伊達農業振興委地域整備計画の変更について」の質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第６号「伊達農業振興委地域整備計画の変更について」、採決いたします。 本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第６号「伊達農業振興委地域整備計画の変更について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第７号「伊達市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第７号朗読説明）

議 長 これより質疑に入ります。議案第７号「伊達市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」の質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第７号「伊達市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」、採決いたします。 本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第７号「伊達市農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想の変更について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第 8 号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 8 号朗読説明）

議 長 これより、質疑に入ります。議案第 8 号「あっせん申出について」の 1 件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 8 号、「あっせん申出について」の 1 件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 8 号「あっせん申出について」の 1 件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1 番の案件について、梁川地区担当から、28 番、齋藤信夫推進委員と、38 番、大和田俊一郎推進委員をお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、報告第 1 号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議 場 「発言なし」の声。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告について」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。

これにて、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 5 年第 6 回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。（午後 4 時 5 分閉会）

11. 提出事項の顛末	議案第 1 号	許可決定
	議案第 2 号	許可決定
	議案第 3 号	許可決定
	議案第 4 号	承認決定
	議案第 5 号	承認決定
	議案第 6 号	承認決定
	議案第 7 号	承認決定
	議案第 8 号	承認決定

12. この会議の議案	この議事録の末尾に綴る。
-------------	--------------